

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○厚生労働省告示第二百二十二号
厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和五年七月一日から適用する。

改	正	前
第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療	第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療	
一、七十一 (略)	一、七十一 (新設)	
七十一 生体肝移植術 切除が不可能な転移性肝がん (大腸がんから転移したものであつて、大腸切除後の患者に係るものに限る。)	一、七十一 (略)	

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五十条第一項第四号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）第四条第一項第一号イ(3)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）第十二条第一項第五号及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）第十三条第一項第二号イ(3)の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

一 改 正 後	一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
一 改 正 前	一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

(2) 次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であつて、(二)に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修(指定期間障害福祉サービス(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)等の質の確保に関する

告者支援施設の設備及び運営に関する基準
（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）
以下「障害者支援施設基準」という。) 第十
一条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害
福祉サービスの提供に係るサービス管理を
行う者として厚生労働大臣が定めるもの
(以下「サービス管理責任者」と総称する)
イ サービス管理責任者は、療養介護、生
活介護、施設入所支援、自立訓練、就労
移行支援、就労継続支援、就労定着支援、
自立生活援助又は共同生活援助の提供に
係る管理を行なう次の(1)及び(2)に定める要
件を満たす者とする。

く指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

(2) 次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であつて、(二)に定めるサービス又は理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修(指定期障害福祉サービス(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス)等の質の確保に関するもの)を実施する。

する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)、管理者(法第三十六条第一項に規定するサービス事業所若しくは法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等(以下「障害福祉サービス事業所等」と総称する)の管理者又は児童福祉法第二十一条の十五第一項に規定する障害児通所支援事業所若しくは児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等の管理者をいう。以下同じ。)若しくは相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく支授するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準)(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)第三条第二項及び二十九条第一項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員支援の事業の人員及び運営に関する基準)(平成二十四年厚生労働省令第二十八号)第三条第二項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準)(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)として現に従事している(二)に定める実践研修修了者(サービス管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事している(二)に定める実践研修修了者を除く。)に定める実践研修修了者又はサービス管理責任者更新研修受講開始日前五年間に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)として現に従事している(二)に定める実践研修修了者(以下「更新研修修了者」という)である。ただし、(二)に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末までの間は、次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であつて、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。

(二) 次のa、b又はcのいずれかの要件を満たしている者であつて、サービス管理責任者実践研修(指定障害福祉サービス等の質の確保に関する実践研修修了者又はサービス管理責任者実践研修開始日前五年間ににおいてこれらの業務に通算して二年以上従事している(二)に定める実践研修修了者(サービス管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事している(二)に定める実践研修修了者を除く。)に對して行われる研修であつて、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの(以下「実践研修修了者」という。)であること。

a 基礎研修修了者となつた日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者(bに該当する者を除く。)であること。

b サービス管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であつて、基礎研修修了者となつた日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者であること。

(新設)

(二) 次のa又はbのいずれかの要件を満たしている者であつて、サービス管理責任者実践研修(指定障害福祉サービス等の質の確保に関する実践研修修了者又はサービス管理責任者実践研修修了者となつた日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者であること。

a 基礎研修修了者となつた日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者であること。

b サービス管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であつて、基礎研修修了者となつた日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者であること。

(二) 次のa又はbのいずれかの要件を満たしている者であつて、サービス管理責任者実践研修(指定障害福祉サービス等の質の確保に関する実践研修修了者又はサービス管理責任者実践研修修了者となつた日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者であること。

a 基礎研修修了者となつた日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者であること。

b サービス管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であつて、基礎研修修了者となつた日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者であること。

(新設)

(二) 次のa又はbのいずれかの要件を満たしている者であつて、サービス管理責任者実践研修(指定障害福祉サービス等の質の確保に関する実践研修修了者又はサービス管理責任者実践研修修了者となつた日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者であること。

a 基礎研修修了者となつた日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者であること。

b サービス管理責任者基礎研修受講開始日において実務経験者である者であつて、基礎研修修了者となつた日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者であること。

(新設)

第一百七十二条の四、第一百八十四条
第一百九十七条、第二百二十二条、第三
百六条、第三百六条の十二、第三
百六条の二十、第二百三十三条、第
二百一十三条の十一、第二百三十三条
の二十二及び第二百一十三条において準用する場合を含む。以下同じ)、指定障害者支援施設基準第
二十三条第二項から第四項まで、
障害福祉サービス基準第十七条第二
二項から第四項まで(障害福祉
サービス基準第五十条、第五十五条
条、第六十一条、第七十条、第八
十五条及び第八十八条において準
用する場合を含む。以下同じ)若
しくは障害者支援施設基準第十八
条第二項から第四項まで又は児童
福祉法に基づく指定通所支援の事
業等の人員、設備及び運営に関する
基準(平成二十四年厚生労働省令
令第十五号)第二十七条第一項か
ら第四項まで(同令第五十四条の
五、第五十四条の九、第六十四条、
第七十二条、第七十二条の二、第
七十二条の六、第七十二条の十四
及び第七十九条において準用する
場合を含む)若しくは児童福祉法
に基づく指定障害児入所施設等の
人員、設備及び運営に関する基準
(平成二十四年厚生労働省令第十
六号)第二十二条第二項から第四
項まで(同令第五十七条において
準用する場合を含む)に規定する
業務に従事したものであること。
福祉サービス基準第五十八条第二項から
第六条、第三百六条の十二、第三
百六条の二十、第二百三十三条、第
二百一十三条の十一、第二百三十三条
の二十二及び第二百一十三条において準用する場合を含む。以下同じ)、指定障害者支援施設基準第
二十三条第二項から第四項まで、
障害福祉サービス基準第十七条第二
二項から第四項まで(障害福祉
サービス基準第五十条、第五十五条
条、第六十一条、第七十条、第八
十五条及び第八十八条において準
用する場合を含む。以下同じ)若
しくは障害者支援施設基準第十八
条第二項から第四項まで又は児童
福祉法に基づく指定通所支援の事
業等の人員、設備及び運営に関する
基準(平成二十四年厚生労働省令
令第十五号)第二十七条第一項か
ら第四項まで(同令第五十四条の
五、第五十四条の九、第六十四条、
第七十二条、第七十二条の二、第
七十二条の六、第七十二条の十四
及び第七十九条において準用する
場合を含む)若しくは児童福祉法
に基づく指定障害児入所施設等の
人員、設備及び運営に関する基準
(平成二十四年厚生労働省令第十
六号)第二十二条第二項から第四
項まで(同令第五十七条において
準用する場合を含む)に規定する
業務に従事したものであること。

口二 b | (略)
ホ サービス管理責任者（サービス管理責
任者のうち一人以上が常勤でなければな
らない場合にあつては、常勤のサービ
ス管理責任者が配置されている指定障害
福祉サービスを行う事業所又は施設障害
福祉サービスを行う指定障害者支援施設

第二項から第四項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該サービス管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該障害福祉サービス事業所等に置くべきサービス管理責任者の数に達することみなすことにより、指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第四号、第七十八条第一項第三号、第一百五十六条第一項第二号、第一百六十六条第一項第三号、第一百七十五条第一項第三号、第一百七十六条第一項第二号、第一百八十六条第一項第二号（指定障害福祉サービス基準第一百九十九条において準用する場合を含む）、第一百六条の三第二項、三百六条の十四第一項第二号、第二百八条第一項第三号、第二百十三条の四第一項第三号、第二百十三条规定の十四第一項第二号、第二百五十五条第二項及び第二百二十条第一項第六号、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号イ(3)、同項第二号イ(2)、同項第三号イ(2)、同項第四号イ(3)及び同号イ(2)、同項第五号イ(2)並びに同項第六号イ(2)並びに第五条第二項、障害福祉サービス基準第十二条第一項第五号、第三十九条第一項第四号、第五十二条第一項第三号、第五十九条第一項第四号、第六十四条第一項第四号、第六十五条第一項第三号、第七十五条第一項第三号（障害福祉サービス基準第八十八条において準用する場合を含む）及び第九十条第二項並びに障害者支援施設基準第十一一条第一項第二号イ(3)、同項第三号イ(2)、同項第四号イ(2)、同項第五号イ(3)及び同号イ(2)、同項第六号イ(2)並びに同項第七号イ(2)並びに第十二条第二項に規定する基準を満たしているもののみなすことができる。

やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた障害福祉サービス事業所等にあっては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるもの(以下「みなしサービス管理責任者」といふ)について、イ②に定める要件を満たしているものとみなす。ただし、当該みなしサービス管理責任者が基礎研修修了者(当該事由の発生した日後に基礎研修修了者となつた者を除く)であつて、当該事由の発生した日以前から引き続き当該障害福祉サービス事業所等に配置されているものである場合には、当該事由の発生した日から当該みなしサービス管理責任者が実践研修修了者となるまでの間(当該事由の発生した日から起算して二年間に限る)、当該みなしサービス管理責任者について、イ②に定める要件を満たしているものとみなす。

やむを得ない事由によりサービス管理責任者が負けた指定障害福祉サービス事業所等にあつては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該指定障害福祉サービス事業所等において提供され、障害福祉サービス又は施設障害福祉事業者による障害者に対する実務経験者であるものについて、イの(2)に定める要件を満たしてゐるものとみなす。

○厚生労働省告示第二百二十四号

のとみなす。ただし、当該みなしサービス管理責任者が基礎研修修了者（当該事由の発生した日後に基礎研修修了者となつた者を除く）であつて、当該事由の発生した日以前から引き続き当該障害予防祉サービス事業所等に配置されているものである場合にあつては、当該事由の発生した日から当該みなしサービス管理責任者が実践研修修了者となるまでの間（当該事由の発生した日から起算して二年間に限る）、当該みなしサービス管理責任者について、イ(2)に定める要件を満たしているものとみなす。

二三
ト

二三
ト

○厚生労働省告示第二百二十四号
平成十年厚生省告示第百四十号をもつて告示した指定登録機関財団法人理容師美容師試験研修センターの主たる事務所の所在地を、令和五年七月一日をもつて、次のとおり変更する旨の届出を受理したので、理容師法（昭和三十二年法律第二百三十四号）第五条の五において準用する同法第四条の四第三項及び美容師法（昭和三十二年法律第二百六十三号）第五条の五において準用する同法第四条の四第三項の規定に基づき告示し、令和五年七月一日から適用する。

変更前の所在地
東京都江東区有明三丁目一番地二十五
変更後の所在地
東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号

厚生労働大臣 加藤 勝信

番号	業種	指定期間
一 二十五	工芸、農作物農業（製造加工設備を有する茶作農業であつて、荒茶及び仕上茶の製造を行つてゐるものに限る。）	令和五年七月一日から同年九月三十日まで
二 二十四	石炭鉱業（石炭選別業を含む）	
三 二十三	花こう岩・同類似岩石採石業	
四 二十二	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
五 二十一	安山岩・同類似岩石採石業	
六 二十	大理石採石業	
七 十九	ぎょう灰岩採石業	
八 十八	砂岩採石業	
九 十七	粘板岩採石業	
十 十六	砂・砂利・玉石採取業	
十一 十五	砂・砂利・玉石採取業	
十二 十四	耐火粘土鉱業	
十三 十三	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	
十四 十八	ろう石鉱業	
十五 十七	天然けい砂鉱業	
十六 十六	ドロマイド鉱業	
十七 十九	けい石鉱業	
十八 二十	長石鉱業	
十九 二十一	天然けい砂鉱業	
二十 二十二	ベントナイト鉱業	
二十一 二十三	けいそう土鉱業	
二十二 二十四	滑石鉱業	
二十三 二十五	他に分類されない鉱業	
造園工事業	土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く）	